

2022

10

Vol.77 No.10》

www.iewri.or.jp

国際経済労働研究

Int'lecowk

通巻1124号

特集

2022年参院選をどうみるか

2022年参議院選挙からみる日本政治の風景

法政大学法学部 教授・京都大学名誉教授

(公社)国際経済労働研究所 理事 ●

新川 敏光

T.Shinkawa

労働政治の観点から考える、労働運動のこれから
—— 連合、産別、企業別組合の分業と機能の発揮へ

早稲田大学社会科学総合学術院 教授 ● 篠田 徹

T.Shinoda

野党の乱立、メディア環境とニッチ政党

関西学院大学社会学部 教授 ● 稲増 一憲

K.Inamasu

2022年参議院議員選挙全国比例区における
候補者のソーシャルメディア利用(1)

—— ソーシャルメディアの利用パターンに注目して

(公社)国際経済労働研究所 研究員 ● 山本 耕平

K.Yamamoto

特集：2022年参院選をどうみるか

地球儀 (2)

2022年10月1日から施行された労働者協同組合法

本山 美彦

特集：2022年参院選をどうみるか (3)

2022年参議院選挙からみる日本政治の風景 (6)

新川 敏光

労働政治の観点から考える、労働運動のこれから (11)

—— 連合、産別、企業別組合の分業と機能の発揮へ

篠田 徹

野党の乱立、メディア環境とニッチ政党 (14)

稲増 一憲

2022年参議院議員選挙全国比例区における (17)

候補者のソーシャルメディア利用(1)

—— ソーシャルメディアの利用パターンに注目して

山本 耕平

論壇ナビ2022 (25)

第9回：安倍元首相の「国葬」は妥当なのか？

秦 正樹

リサーチファイル (26)

第29回：彦根(5)

本田 一成

主要経済労働統計 (29)

所員コラム (30)

藤原 加代子

Project News (31)

地球儀



2022年10月1日から施行された

労働者協同組合法

働く人たちが出資しあい、協同で事業を運営する「協同労働」が制度化されることになった。「労働者協同組合」(労協)は、非営利の法人で、①組合員が出資し、②組合員の意見を反映させて、③組合員自ら事業に従事することを基本原則にしている。議決権は、1人1票に限定されていて、組合員全員が対等な位置にある。労働者派遣事業を除くあらゆる分野の事業展開が可能であり、しかも、官庁の許認可は不要。3人以上で法務局で登記できる。現在活動しているNPO法人や企業組合は、いまだから3年以内であれば「労協」に組織替えができる。

同法は、2020年の臨時国会で、衆参両院とも全会一致で可決、成立したものである。これまでのような、安定した会社で働くことに疑問を持つ若者たちが増えていく。主体的に生きたいという彼らの願いも、いまのままでは満たされず、下手をすれば、単なるフリーターで青春を漫然と過ごし兼ねない危険性が彼らには付きまとう。

労協は、就職ではなく社会起業に関心を持つ若者の受け皿になる可能性を大いに秘めている。経済的な効率よりも働く者の納得感、当事者意識を労協はもたらす力有するはずである。

ウクライナ危機や、偏りすぎた過度の近代化路線によって、日本の農林水産業は危険水域に達している。農地を蘇らせ、山林を再生させ、海を生き返らせることが日本の緊急の課題である。そのためには、若者の力が必要である。こうした課題に応える労協の出現が期待される。

本山 美彦 (国際経済労働研究所・所長)

特 集

2022年参院選をどうみるか

本特集は、2022年7月に行われた第26回参議院議員選挙について、当研究所主催の研究プロジェクト「ポスト動員時代の政治活動研究会」メンバーの研究者の方々にそれぞれの関心から自由にご執筆いただいた。執筆者は、新川敏光氏（法政大学教授・京都大学名誉教授、国際経済労働研究所 理事）、篠田徹氏（早稲田大学教授）、稲増一憲氏（関西学院大学教授）、山本耕平氏（国際経済労働研究所 研究員）の4名である。

以下は、各論文を編集部が要約・紹介したものである。それぞれ、参院選の総括にとどまらず、今後の選挙や政治、労働運動を考えるうえで示唆に富む内容となっている。ぜひ全文をお読みいただきたい。

○「2022年参議院選挙からみる日本政治の風景」（新川 敏光氏）

議会制民主主義において有権者が議員に意思決定を委託するのは、議員のほうが一般の有権者よりも専門性や判断力に長けていると信じるからである。しかし、そうであるからといって議員に立候補する資格に制約をかけるならば、それは誰もが統治者になりうるという大衆デモクラシーの原則に反する。これは大衆デモクラシーが抱えるジレンマであるが、新川氏によれば、これまでは政党が適格な代表者（政治的エリート）を選別することによって、このジレンマは回避されてきた。

この議論を日本の政治にあてはめると、55年体制では、自民党一党体制であるものの党内に多元的な複数の派閥が存在し、それぞれが候補者をリクルートし選挙を取り仕切っていた。しかし、1993年の政治改革以降、中選挙区制が廃止されて党の公認候補以外を派閥が支援することは困難になり、党の中央集権化が促進された。さらに、政党の離合集散の歴史を積み重ねてきた結果、有権者は自民党の一党優位体制の支持へと回帰し、「国民の政治意識を高め、有能な候補者をリクルートする」という、政党が本来備えていた機能は失われてしまったと考えられる。

55年体制においては、派閥間の権力バランスの変化は疑似的な政権交代とみなすことができたが、いまの政治体制はそれすらなく、自民党一党優位体制と権力集中が進んでいる。このような歴史と現状を踏まえ、論文の最後では、日本政治に多元性を回復させる道筋が検討されている。また、代表者である議員の質は有権者の質によって決まることから、有権者が自分たちの未来を選んでいるということを学習し意識することの重要性と、投票がデモクラシーの質を決定する行為であることから、それを維持するために考えられる方策など、投票のあり方にも言及している。

○「労働政治の観点から考える、労働運動のこれから」（篠田 徹氏）

この論文では、昨夏の参院選において明らかとなった、労働組合の総体的な問題状況を指摘し、そこから抜け出すための方向性を提示している。労働政治的な総括として、篠田氏は「労組の主体性の喪失」——すなわち、政党政治のしがらみの中でこの国の働く人々が直面する課題を見失っていたことを指摘する。このことは、2023 春闘方針において国民の権利であるストライキを含めた実力行使の構えが不明である点や、来春の統一地方選において候補者の人物本位といったあいまいな支持基準のみとして選挙の争点や政策の中身を問わないことから明らかであるとしている。

この論文の中で、篠田氏は、日本の労働の労働組合は、組織を守る運動ではなく、「個人を守る」運動へとシフトすることを提言している。これまでうまくいっていたかにみえていた日本の経済や企業、雇用、働き方などのさまざまな仕組みが大きな転換を迫られ、最近ではダイバーシティ、インクルージョン、メンバーシップ型からジョブ型へ、などの施策が注目されるようになってきている。この論文で例として挙げられている北欧では、大きく社会が変わろうとすると、労働運動がその中心にあった。日本でも社会が大きく変化する中で、労働運動が役割を果たしていくためにも、篠田氏は労働組合組織の分業の問題を挙げている。具体的には、企業別労働組合は職場の人権を徹底的に守り、産業別連合体は積極的な労働移動の受け皿となり、連合はポジティブな労働移動を安心しておこなえるための社会的なセーフティネットづくりに専念するというように、各組織がそれぞれの役割を果たしていくということである。同時に、労働組合組織が関与する運動空間の広さにも言及し、それぞれの運動体が取り組むべき課題についても提言している。

○「野党の乱立、メディア環境とニッチ政党」（稲増 一憲氏）

今回の参院選で、ニッチな政策を掲げるミニ政党や候補者が議席を獲得したことは、大きな衝撃をもって受け止められた。このような結果を受け、投票の前に「有権者が政治についてもっと調べ考えること」を求める声も多くみられたが、稲増氏は、単純にこれを「良い選挙結果」を得るための対応策とすることには反対であるとし、政治学の理論を交えて論じている。まず、野党が乱立する中で、投票先を決定する難しさを指摘する。各党が掲げる政策をきちんと理解した上で自身の意見にもっとも近い政党を選択するのは、有権者にとって簡単なことではない。とくに今回の参院選では、与党の業績評価に基づき野党への投票を決めた有権者も一定数存在したと考えられるが、どの野党に投票するかという意思決定が極めて困難であった。このような状況で、自身の意見に沿う政党や候補者が登場すれば、有権者がそのニッチな政策1点に基づいて、それを掲げるミニ政党への投票を選択するとしても不思議ではないとする。次に、メディア環境の観点からも検討を加えている。人が一日に注意を向けることができる情報は限られている中、有権者への支持拡大をはかるためには短い動画が求められることになり、今回の参院選では、TikTok や YouTube の切り抜き動画がミニ政党の支持獲得に貢献した。また、小泉元首相も活用したワンフレーズポリティクスは、これまで以上に有効な手法となり得た。このような検討を踏まえ、野党が乱立しインターネット上に情報があふれる中、有権者にばかり責任を負わせ「もっと調べ考える」ことを求めるのは甘いとし、そうではなく、有権者が一定程度容易に投票選択ができる構図を設定することが、政党や政治家の責任といえるのではないかと投げかけている。

○【調査レポート】2022 年参議院議員選挙全国比例区における候補者のソーシャルメディア利用 (1)

(山本 耕平氏)

この調査レポートは、2 号にわたる調査レポートの 1 本目である。この調査の趣旨は、今回の参院選でもソーシャルメディアを利用した選挙運動が注目されたことを受け、候補者によってソーシャルメディアがどのように利用されていたかという実態を明らかにし、ソーシャルメディア利用の効果を検証することである。今号に掲載する 1 本目のレポートは、ソーシャルメディアの利用パターンを析出し、それらのパターンと得票数との関連について検討したものである。周知のように、少なからぬ候補者が複数のソーシャルメディアを利用している。そこで今回の調査では、複数のソーシャルメディアの利用を考慮したデータ収集が行われた。具体的には、全国比例区で立候補していた候補者の Twitter、YouTube、Instagram における選挙運動のデータが収集された。それらのデータから、Twitter は 7 割以上の候補者に利用されていた一方、さらに他のソーシャルメディアを併用するかどうかにはばらつきがあったことが分かった。この結果を踏まえ、ソーシャルメディアの利用パターンごとの得票数との関連を他の条件を揃えて分析したところ、Twitter のみを利用した場合には Twitter を利用しなかった場合と比べて得票数に差はなかったが、Twitter を利用していない候補者と複数のソーシャルメディアを併用した候補者では、後者がより多く票を得ていたことが見いだされた。この結果は、ソーシャルメディアの利用が政治活動におよぼす影響について何を示唆するのだろうか。この問いに答えるため、次号では、ソーシャルメディアを通じた有権者とのコミュニケーションに関するデータを用いた詳細な分析が展開される予定である。



2022年参議院選挙からみる日本政治の風景

法政大学法学部 教授・京都大学名誉教授 新川 敏光

憲法政治の地平

2022年7月10日に行われた参議院選挙は、事前の予想通り、自民党圧勝に終わった。自民党は選挙区で45、比例代表で18、合計63議席を獲得し、改選議席数125の過半数を制した。一方、立憲民主党は選挙区で10、比例代表で7、合計17議席獲得にとどまった。とはいえ、選挙前の世論調査では日本維新の会（以下、維新）に圧倒されていた時期もあり、しかも頼みの綱の連合が反共産党の立場を崩さず、野党連合を組むことができなかったことを考えれば、野党第一党に踏みとどまったのは「善戦」といえよう。

公明党は13議席を獲得し、一時は旋風を巻き起こすかに思われた維新は12議席にとどまった。公明党は、いうまでもなく自民党の連立パートナーであるし、維新はしばしば自民党の補完勢力であるといわれる。その点では、国民民主党も同じである。今回の選挙の結果、これら4党の勢力は、参議院総議席数の3分の2を上回ることになった。つまり、改憲に必要な議席数を超えたのである。一人区（小選挙区）以外の複数人区がある参議院では、3分の2の壁は衆議院よりも高いといわれていたが、その壁はあっさりと乗り越えられた。

もちろん、これによってただちに改憲論議が始まるというわけではない。これら4党が改憲

で具体的合意に達しているわけではないし、公明党内には改憲への慎重論も根強いといわれる。しかも改憲論の旗頭だった安倍晋三元首相が不慮の死を遂げた後、彼に代わって改憲勢力を束ねるリーダーがはたして存在するのかという問題もある。岸田首相は、タカ派とは一線を画してきた宏池会出身であり、改憲には消極的であるといわれてきた。しかも彼の提起した「新しい資本主義」が雲散霧消し、実質賃金が低迷する現状で物価上昇が続くことになれば、改憲にかまける余裕はないだろう。

しかし極東での緊張は高まっており、ひとたび事が起これば、改憲論は一気に燃え上がる可能性がある。野党第一党である立憲民主党は、かつての日本社会党のような護憲平和の党ではなく、そもそも抵抗政党たりうるほどの存在感はない。日本政治は、今改憲問題についてプレーキの利かない状態にあるといって過言ではない。したがって、これからの政治は、改憲を視野にいれて論じる必要がある。国会議員は、立憲主義を身に着けていなければならない。憲法をどう変えるかを論じる前に、主権者たる国民の基本的権利を守るという憲法を精神を理解する必要がある。

政治的選良（エリート）である国会議員にこうした当たり前の注文をつけることは気が引け

るが、今回の当選者の顔ぶれをみると（今回だけの問題ではないが）、あまり楽観的ではられない。もちろん、彼らを選んだのは有権者であり、選ばれた人物をどうこういっても始まらない。有権者がどのような基準によって党や候

補者を選ぶかは、自由である。思慮があろうとなかろうと、誰もが選挙権をもち、政治能力があろうとなかろうと、誰もが被選挙権をもつ。それこそが、大衆デモクラシーである。

大衆デモクラシーのディレンマ

大衆デモクラシーが実にきわどい擬制のうえに成り立っていることを明らかにするため、PA 理論を援用する。P とは本人（依頼人）であり、A は代理人である。代理人の代表的な例が、法律家、税理士、医者などである。私たちが、財産や命にかかわる重要な決定を代理人に委ねるのは、代理人が、本人よりも専門知識・理解において優れており、よりの確な判断・対応ができると信じるからである。PA 理論に基づく、有権者が代表に政治的決定を委ねるのは、代表が一般有権者よりも的確な政治判断ができるからということになる。

しかし政治的代表には、通常の代理人に求められる資格証明というものがない。そのことこそが、デモクラシーの証なのである。デモクラシーには、統治者＝被治者という同一性原則がある。すなわち被治者は誰であろうと、統治する能力や資格があるとみなされるのである。したがって市民である限り、統治者となる可能性に制限を設けてはいけなし、重要な決定は全員参加の集会によって行われる。

このような民衆の支配は、古代ギリシャの時代から衆愚政治に墮すものとして批判されてきた。しかし最大のポリス（政治共同体）といわれるアテナイにおいても、市民はせいぜい数万人の特権層であった。ところが現代の大衆デモクラシーにおいては、国民すべてが参政権をもった市民である。この大衆デモクラシーは、議会代表を選ぶ権利を拡大することによって実現した。つまり国民は代表を選ぶことで、代表による決定を自らの決定とみなし、擬制としてデ

モクラシーが成立するのである。この擬制が成立するためには、有権者が「誰でも立候補できる」という原則（年齢や供託金制度による制限はあるにせよ）が必要になる。

しかし、実際に被選挙権を行使するのは、どの国でも（フランスのように明確な政治エリート育成制度をもつ国はまれであるにせよ）、一定の教養と知識をもつ階層に限られてきた。身分や財産による制限が撤廃されて以降は、政党が候補者のリクルートを行ってきた。すなわち政党が代表としての適格性を判断してきたのである。しかし有権者の政党帰属感が薄れ、政党の求心力が弱まると、そのような政党のスクリーニング機能は大きく低下し、候補者の知名度や人気に頼った選挙が横行するようになる。

だからといって、被選挙権を制限することは、すでに述べたように、大衆デモクラシーの根幹を否定することになるので、行うべきではない。しかし国会議員は、国民のなかから選ばれ、国民の生命・財産にかかわる決定を行う以上、「国民と同じレベル」であっては困る。代理人として、専門性をもち、特権者であることへの自覚が求められる。必要であれば、議員特権の強化があってもいい。もちろん、そのことの意味を自覚してもらわなければいけないが。

しかし議員の質は、結局は有権者の質によって決まる。有権者は、彼らを選んでいるのは、自らの将来、この国の未来であることを繰り返し学習し、意識する必要がある。そのような観点から、選挙年齢の引き下げは積極的に評価できる。投票の機会を増やすことで、政治的学習

の機会を増やすことができるからである。しかし投票の敷居があまりに低いと、投票行為は政治的学習と結びつかなくなる。投票コストが低すぎると、投票の意味を考えずに、「面白半分」で投票するむきも増える。

有権者が政治への知識や理解を深める努力をせずに投票することが常態化すれば、それはまさに衆愚政治を生み出すことになる。それにブ

レーキをかけるために、たとえば、普通選挙権を前提として、投票のための最低限のコストを課すこと（登録制の導入など）によって、「気軽な投票」を防止することが考えられる。投票は、国民の義務である前に、日々の努力によって維持される権利であり、デモクラシーの質を決定する行為なのである。

一党優位体制の強化

ここで日本の大衆デモクラシーを改めて振り返ってみよう。55年体制下で自民党は単独で政権を担っていた。しかしその後は、一時期を除けば連立政権が続いている。とりわけ今世紀に入ってから、自公連立政権が常態化していることは周知のとおりである。これについて、たとえ自民党が衆参で過半数（さらには安定過半数）を得たとしても、それは公明党との選挙協力を前提としたものであって、自民党にとって公明党はもはやなくてはならない存在であり、連立政権は今後も続くという議論がある。

このような主張は、これまでのところ妥当といっていよいが、今回の選挙結果をみれば、その限界もまたみえてきたように思われる。そもそも、連立において割を食うのは小政党である。権力の味は蜜の味であろうが、小政党が政権で独自性を発揮することは難しく、連立が長期化すれば、存在感が薄れてしまう。今回の選挙で公明党の比例代表における改選議員は7であったが、一議席減となった。比例代表で得た票は618万票にとどまり、これは、比例代表が導入された1983年参議院選以来、二番目に低いものとなった。過去最低は1989年の609万票であるが、これは「土井ブーム」の煽りであり、一過性のものであった。

今回公明党が比例代表票を減少させたのは、自民党が大半の一人区で優勢が伝えられ、一人区での協力の見返りとして比例票を公明党に回

す動きが鈍ったためといわれる。比例代表以外はすべて小選挙区である衆議院において、同じことが直ちに起きると思われず、その点では今回の現象は一過性に終わるかもしれないが、自民党の一強体制が強まれば、それにつれて公明党の選挙協力の重要性が低下していくことは否めない。しかも公明党の票が支持母体の創価学会に依存しており、その創価学会の高齢化が進んでいることを考えると、公明党の集票能力は、創価学会が組織の若返りに成功しないかぎり、低下していくことは間違いない。つまり、自民党からみて、公明党の必要性は減少していくことになる。

他方、野党をみれば、自民党に代わって政権を担当する政党が近い将来生まれる可能性は極めて低い。1993年の政治改革は、政権交代のある民主主義を目指すものであったが、その後30年の歴史を振り返れば、民主党が一度政権をとったものの無残な失敗に終わり、その後有権者は自民党の一党優位体制の支持へと回帰した。しかも今日の一党優位体制は、権力集中という観点からみれば、55年体制よりもはるかに強力である。

日本型民主主義の終焉

自民党単独政権を日本型民主主義として評価する議論が、かつて脚光を浴びたことがある。55年体制では、たしかに自民党単独政権が続いていたが、自民党内には複数の派閥が存在し、派閥は自民党総裁＝首相の座をめぐるしのぎを削っていた。各派閥は、イデオロギー的には右から中道左派まで幅広くカバーしており、候補者をリクルートし、選挙を取り仕切っていた。派閥は、その規模だけでなく、活動においても、十分政党に擬せられる存在であった。したがって自民党内で権力を握る派閥が変わることは、政権交代にも等しい効果があった。55年体制において自民党は一つの政党というよりは派閥連合体であり、派閥間の権力バランスの変化は、疑似政権交代とみなすことができるというのが、日本型民主主義論である。

日本型民主主義論の難点をつくことはたやすい。派閥が実質的に政党の役割を担っていたにしろ、政党として各々独自の選挙綱領をもって選挙に臨んでいたわけではなく、派閥の競争はもっぱらどぶ板選挙や金権政治として展開され、構造的腐敗を生んだ。そのことが政治改革の起爆剤となったことを忘れてはいけない。しかしながら、一党優位体制とはいいながら、55

年体制では自民党は内部的に多元性を抱えていたのは事実であり、それは権力集中が進んだ今日の一党優位体制からみると、まだ「マシ」に思えるのである。

中選挙区制では、一つの選挙区に自民党の党公認候補は複数いることが当たり前であったし、たとえ公認を得られずとも、派閥が支援し当選すると、追加公認されることも珍しくなかった。しかし小選挙区制では、党公認候補は一人に絞られるため、公認候補以外を派閥が支援することは、皆無ではないにしろ、非常に困難になった。党公認の権限は、政党助成金制度の導入と相まって、党の中央集権化を促進した。加えて、首相官邸の機能強化を目指す改革が行われた。その結果として、政治改革後の自民党は、総裁＝首相をトップとする中央集権的組織構造をもつようになった。

ちなみに、従来の派閥政治を破壊し、自民党の権力集中を決定的に促進したのが、小泉政権であった。小泉は、人事から政策まで、派閥を無視した強権発動を行った。もちろん今日なお派閥がみられるが、それは、かつてのように、自民党内に変革を生み出すようなダイナミックな存在ではない。

少数諸派支配

疑似政権交代にすぎない日本型民主主義を否定し、本当の政権交代を可能にする二党制を目指した政治改革は失敗に終わった。改革から30年が過ぎ、私たちが今日にしているのは疑似政権交代すらない自民党一党優位体制である。もちろん、それは、選挙による民意の結果であり、民主主義の否定とはいえない。

しかし制度というものは、その精神（魂）を

失えば、形骸化する。代表制民主主義が、選挙によって政治的エリートを選ぶものであって、政治決定としての民主主義は擬制としてしか存在しないことすでに述べた。しかしそれが、いわゆる少数のエリート支配と異なるのは、選挙で選ばれることはもちろん、エリートが社会的多元性を反映して、一枚岩ではないところにある。アメリカ憲法の父といわれるジェームス・

マディソンは、「純粹民主主義」（多数支配）と区別されるこのようなデモクラシー（彼自身の言葉で言えば、共和政）を少数諸派支配と呼ん

だ。少数諸派支配は、権力集中を避け、政治の多元性を保証する重要な機制とみなされたのである。

砂上の選択肢

日本政治に多元性を回復させる道は、二つある。一つは、1993 年以來追求してきた二党制の夢に固執することである。30 年経っても実現されない道ではあるが、それを本当に望むのであれば、衆議院を完全な小選挙区制にすべきであろう。また小選挙区の効果を弱める参議院は廃止するか、その権限を大幅に縮小するか、いずれにせよ大改革が必要であろう。後者のためには、もちろん憲法改正が必要となるが、参議院見直しの憲法改正が実現するとは思われない。前者については憲法改正の必要性はないが、自民党を除く小政党はすべて反対するであろうし、小選挙区で安定した地盤をもつようになった自民党議員も反対するであろう。小選挙区制が現職優位に働くことは、夙に知られている。

もう一つの道は、自民党内の多元性を促進すること、派閥政治の活性化である。そのためには、小選挙区制を中選挙区制に戻す必要がある。そもそも公明党は、当初自民党と連立を組む条件として中選挙区制の復活を求めていたし、その他の小政党も中選挙区制なら生き残ることが

できるので、完全小選挙区制よりは賛成に回る可能性がある。中選挙区制では、小選挙区制における死票の問題は解決されるし、小選挙区の当選者と比例代表当選者の間の「差別構造」も解消される。

中選挙区制では「金がかかりすぎる」という問題への対策は、公職選挙法の改正、政党助成金の導入によってすでになんかの程度実現されているし、量的規制よりも重要なのは政治資金の流れを透明化することである。派閥形成が、政策選好の違いに基づいて形成されるようになれば、それは 55 年体制下にみられた疑似政権交代をよりましな形で再現することができる。

二党制の夢を追いかけて、離合集散を繰り返し、その結果、国民の政治意識を高め、有能な候補者をリクルートするという機能を失った。そして今私たちが目にするのは、権力集中的な一党優位体制である。自民党に代わる野党勢力の結集が夢のまた夢であるなら、せめて一党優位体制を多元的構造に変える道を探るべきであろう。

労働政治の観点から考える、労働運動のこれから — 連合、産別、企業別組合の分業と機能の発揮へ

早稲田大学 社会科学総合学術院 教授 篠田 徹

本稿は、昨夏の参院選を労働政治の観点から総括する。ただ、当該選挙への労組の取り組みやその成否、あるいはそれらをめぐる政治的環境に関する意味での総括は、すでに他稿が秀逸の成果を披露していよう。そこで本稿は、通常総括の範囲を越えて、昨夏参院選において露わとなったこの国の労組総体の問題状況を指摘し、そこから抜け出すに当たっての方向性を大胆に示してみたい。

まず昨夏参院選についての労働政治的総括をひとことで表現するならば、それは「労組の主体性の喪失」ということになる。別の言い方をすれば、政党政治のしがらみの中で、この国の働く人びとが直面する課題を見失ったとでもいえようか。

そもそも、連合をはじめ、その構成産別やそれらに加盟する数多の労組の指導者、そして何より700万人、あるいは1000万人といわれる組合員、いや5000万人を超える労働者、そしてこれに連なる家族や地域住民を含めたこの国の殆どの人びとが忘れていることは、労働者には政党や行政に頼らずとも、自分たちこそがこの社会を回していることを世に示し、その力を自分たちが望む社会の実現のために用いることができる存在であるという自覚である。

かつてこの力は、ゼネストといった言葉で表

現されたが、それに限る必要はない。たとえば、コロナ禍で慣れ親しむことになったエッセンシャル・ワーカーという言葉は、彼ら彼女らがその社会的価値を国民と共有し、その不可欠な能力発揮を持続可能にする環境の整備の必要性を国民から支持されるならば、社会はエッセンシャル・ワーカーたちの労働生活条件の充実を政党や行政に迫ろう。

この労働政治の基本を忘れた連合と構成産別は、政党政治の術策にはまり、与野党との支持不支持関係といった労組にとって二の次の問題に振り回され、労働者が政治に直接関与し、それを率いる労組の力を示す機会を自ら放棄した。そして残念ながら、この労組指導者たちの視野狭窄は今なお解消されていいない。それは、5パーセントの賃上げを謳う2023春闘方針実現のために、国民の権利であるストライキを含めた実力行使の構えが不明である点や、来夏の統一地方選において候補者の人物本位といったあいまいな支持基準のみをいい、選挙の争点や政策の中身を問わない点からも明らかである。なるほど連合は、中央、地方の政策制度要求の存在を強調しよう。けれども依然として総花的で、政府や行政が提示する選択肢の優先順位を問う政策集に組合員の関心は薄く、ましてやそれが有権者の投票行動を左右するとはとても思えない。

いまこの国の労働政治において、労働運動が強く求められているのは労働組合の使命とそれを有効に果たすための組織の分業の問題である。

この国の労働運動は、今こそ組織ではなく個人を守る運動に変わるべきだ。この意味は、今の若い人たちや女性、そしていわゆる「非正規」など、「男性正社員」などの職場で力を持つ人たちに比べ、いろいろな意味で立場が弱い人たちなら理解してもらえらるであろう。

また彼ら彼女らはそこに、各種のハラスメントやいじめ、あるいは解雇や労働条件の改悪など不当な扱いが起きた時に、当事者が侵されている権利の保護ではなく、組織に波風を起こさせないために、会社やそれに連なる人たちだけでなく、組合も己が組織が抱えて立つ会社や職場組織の肩をもって、隠蔽や無視ないし軽視に走る状況を想起するかもしれない。

ここで問題なのは、実際にそういうことが起きているかどうか以上に、インターネットやSNSをはじめ各種のメディアで見られる、そういう噂やイメージが定着しつつあることのほうである。つまり個人の権利を守ろうとしない組合に対する不信感の流布という状況である。

ただ最近、個人を守る組合という使命は、これにもうひとつの重要なパターンを加えねばならない。広く知られるように、日本は長く企業に国民の生活保障の役割を担わせてきた。つまり大企業にせよ中小零細企業にせよ、それらが主に男性の稼ぎ手に雇用を提供することで、彼らにぶらさがる家族を含めて国民の生活を保障するというやり方である。だから、なるべく会社は倒産させず各種の補助金で延命させる。さらに近年、障がい者や女性、高齢者などに雇用機会を与える必要が増大すれば、補助金と共にそれを企業に要請するから、なおさら会社は潰せない。ただ、雇用を最優先することから、労

働条件にはしばしば目をつむる。

この状況は、たとえばアベノミクスで金融緩和が失業率の悪化を数字の上では起こさなかったと同時に、非正規をはじめ労働条件の悪化は進み、同時に企業の競争力は低迷し、ITを含め産業構造や技術革新に対応する投資も滞ったことは最近よく指摘されることである。これに関連する話は、最低賃金も出せない企業は事業の継続は断念すべきだという主張に対して、それでは従業員が路頭に迷うではないかという反論だろう。そして、第二次大戦後の間もない頃から、この最賃の話をしているのに本気になれず、結局雇用の維持を“錦の御旗”に、賃上げをはじめとする労働条件の向上に本腰を入れない労働組合がいる。

私事で恐縮だが、最近こういう話をした時、日本の事情にも詳しいスウェーデンの政府の出先機関の職員は、すかさず「日本は組織の利益を優先しますからね。スウェーデンは個人ですけれど」と筆者に答えた。スウェーデンは、かつては鉱物などの一次資源の輸出に頼り、その分、世界経済の変動に受け身で、労使関係もきわめて険悪であり、移民を輩出していた。しかしその後、政労使が一体となり、世界経済の変動を積極的に受け入れ、常にその産業構造の変化や技術革新に対応し、先端的な産業や企業とそのためのイノベーションや新陳代謝を促進する一方、国民一人ひとりにこうした経済変動に常に積極的に対応できるよう教育や職業訓練を施し、そのコストとその間の一切の生活保障を社会が負担し、さらに失業とみなされる職業や職場移動の間の生活保障も公的に整えられている。そしてこの手厚いセーフティネットが、国民一人ひとりに人生や生活に安心してチャレンジする気構えを与える。

筆者は、「スウェーデン人はアメリカ人に続いて、最もリスクを取る国民です」と言った時

の先の職員の自信に満ちた顔が忘れられない。つまりスウェーデンは、国民一人ひとりを社会が守るので、会社組織を守る必要がないのである。さらにこのセーフティネットは、国民のライフイベントに際して、その負担や不安が国民のなかで偏りがないように、雇用をはじめとして個々人のチョイスを家族や家計の犠牲にしないための各種社会サービスをきわめて安価に整備し、そこに新たな雇用機会やキャリア形成の機会さえ用意した。さきほど使った「チャレンジ」「リスク」「チョイス」という言葉は、インディペンデント、すなわち自立という、個人とその能力発揮や自己実現やそれに関わる意思を尊重することと繋がっている。

出生から始まる家や家族とそれぞれの政治経済的、社会文化的特徴に依存したさまざまなしがらみも組織を守るためと考えれば、そこから個人をなるべく自由にするべく国づくりをしてきたのがスウェーデンや北欧であり、その中心に労働運動があった。

一方、第二次大戦後の成功モデルがあたかも逆回転して、これまで当たり前あるいはそれなりにうまくいってきたかに見えた日本の仕組みは、機能不全を起こし、あるいはそのように評価が逆転し、大きな転換を迫られている。

この中で、経済や企業、雇用や働き方は、組織優先から個人優先という方向に少なくとも考え方としては転換しつつある。ダイバーシティやインクルージョン、メンバーシップ型からジョブ型といった言葉や施策は、これらの流れに掉さし、そして当初の「新しい資本主義」にもその方向転換の風を感じた。

この風もしばらく風いだようだったが、最近、岸田政権は、ニューヨークで年功序列型から職能型への賃金体系の転換や労働者の再訓練のための膨大な予算手当など、再び「新しい資本主義」を争点においた。

では労働運動はどうか。筆者はこの問題は結局、労働組合の分業の問題だと考える。つまり企業別組合は、徹底的に職場の人権を守る。ビジネスと人権の規制が厳格化され、「ブラック企業」の汚名がますます深刻化するなど、コンプライアンスの不徹底が企業の命取りになる昨今、これは労働者のためであると同時に、会社のためでもある。

他方、産業別連合体は、その職場で様々な理由から会社を移ることになった人を受け、さらにより良い労働条件や能力発揮の機会を与えるための積極的な労働移動の受け皿となる。

そして連合は、こうした人々の個人の自立のためとその経済的な原資を提供する生産性の高い企業や産業を革新的に維持するためのポジティブな労働移動を安心して行なえるための社会的なセーフティネットづくりに専念する。

これほど、労働政治の観点から考えて、この国の政治が労働を争点の中心に据えた時期はない。確かに「働き方改革」は政治的争点としては大きかったが、予算措置や社会保障の問題、そして労働市場の一大転換など、今回の労働市場の改革を通じた企業社会の転換の政策空間の大きさは比較にならない。

同時に、労組が関与する運動空間の広さも空前絶後である。企業別組合が従業員代表組織として一層純化するとともに、その組織化の範囲を大幅に拡大するチャンスである。同時に、それらがフォローできない外部労働市場にあふれる労働者とその労働条件に網をかぶせる産業別組合の充実という難題、そして労働者が安心して労働市場においてリスクを取れる生活条件の安定を構築する社会保障改革は連合が総力を挙げ全力を傾注する課題がここにはある。当然に、ここでは労組のありとあらゆる政治的選択肢が総動員されねばならない。日本の新たな労働政治の時代の幕が開く。

野党の乱立、メディア環境とニッチ政党

関西学院大学社会学部 教授 稲増 一憲

今回の参院選において、反ワクチン・ノーマスクといった主張や科学的根拠に乏しいオーガニック信仰を掲げる参政党が議席を獲得したこと、国会に出席しないことを公言していたNHK 党のガーシーこと東谷義和氏が議席を獲得したことは大きな衝撃をもって受け止められた。また、これは「有権者が政治について考えずに投票した」結果であり、「有権者は政治についてもっと調べ考えてから投票所に向かうべき」という声も多く見られた。個人的にこれらの政党や候補者の主張に賛同はしないが、単純に「有権者が政治についてもっと調べ考えること」を「良い選挙結果」を得るための対応策とすることには異を唱えたい。

各党が掲げる政策をきちんと理解した上で自身の意見にもっとも近い政党を選択するのは、有権者にとって決して簡単なことではない。だからといって有権者の投票行動がでたらめだということを意味するわけではなく、政治学においては実際の有権者のさまざまな意思決定方法が研究の対象となっている。

たとえば、政治学者フィオリナの業績評価投票モデルは、有権者は政権与党の業績が良ければ与党に、悪ければ野党に投票すると説明する。各党の政策を見比べることは難しくとも、政権与党がうまくやっているかそうではないかを見極めるくらいのことは、一般有権者にも可能だということである (Fiorina, 1981)。NHK が行った世論調査によれば、今回の参院選前の

内閣支持率は 50 ～ 60% 程度であったことを考えても、業績評価に基づいて「自民党や公明党には投票しない」と判断した有権者は一定数存在したと考えられる。

しかし、問題は今回の参院選においては、「野党に投票しよう」と決定してからの意思決定が極めて困難であったということである。議席を獲得した政党に限っても「立憲民主党」「日本維新の会」「国民民主党」「日本共産党」「れいわ新選組」「NHK 党」「参政党」「社会民主党」と 8 つの野党が存在していた。各党の政策を元にこれらを正確に区別することは困難である。もちろん、「その政党が保守（右派）かリベラル（左派）か」「支援する組織」「歴史的背景」などを踏まえれば、個別の政策に関する情報を用いずとも、これらの政党を区別することは可能である。実際、私が新聞社のボートマッチを利用したところ、私の意見に政策がもっとも近いのは NHK 党の候補者であるという結果が得られたが、その通りに投票を行わなかったのは、政策以外の判断材料による。

しかし、個別の政策以外の判断材料を容易に利用できるのは、政治にある程度の注意を払い続けてきた人のみであり、今回の選挙で新たに「今の自民党政権は評価できない。選挙に行くことで自分の意思を示そう。」と思った有権者は、そのような手がかりを用いることはできない。とくに選挙権を得たばかりの若い有権者にとっては、難しかったと考えられる。

このような状況において、「NHK（マスメディア）が嫌い」「国会議員のスキャンダルを暴いて欲しい」「新型コロナウイルス対策においてワクチンやマスクに反対」「農薬や化学肥料の使用に反対」といった自身の意見に沿う政党や候補者が登場したならば、その1点において投票選択を行うとしても不思議ではない。単一の争点を元に政治を捉える有権者は Issue public として古くから存在が知られている（Converse, 1964）。

もちろん、これらのニッチな政策によって支持を集めるだけでは、政権交代を担うような大きな勢力となることはできないだろうが、1議席であれば獲得できる可能性が十分にある。今回の参院選の結果は、このことを改めて示したといえる。野党が乱立してそれぞれがバラバラに支持を獲得しようとしている状況は、衆院選の小選挙区において野党に勝ち目がないというだけでなく、全国区が採用される参院選においてはニッチな政策を掲げるミニ政党の乱立と、それによる既存野党の苦戦を招くことは必然である。

また、今回の参院選においてこれらのミニ政党が支持を獲得することに貢献したメディアとして、TikTok や YouTube の切り抜き動画の存在が挙げられている。インターネット選挙が解禁されて10年以上が経ち、政党や政治家がソーシャルメディアを利用すること自体は、ありふれたこととなっている。しかし、議員が政策について訴える30分の動画などは、なかなか再生してもらえない。「もはやマスメディアの時代ではない、これからはソーシャルメディアの時代だ」と主張する議員のチャンネル登録数や動画再生数が3桁といった笑えない現実も存在していたわけである。しかし、TikTok への投稿や切り抜き動画は、短く要点だけがまとめられているため、隙間時間にSNSで流れても再生してもらいやすい。

政治コミュニケーション研究者のハインドマンは、インターネットが普及し我々を取り巻く

情報の量が増大した現代において、我々の「注意」という資源が不足しているという問題を指摘している（Hindman, 2018）。多くの情報があったとしても、われわれが一日に注意を向けることができる情報は限られている。したがって、インターネット上のサービスが人々の有限な希少資源である「注意」を奪い合っている状況にあるというのである。近年、映画を5分程度のあらすじにまとめたファスト映画が著作権法違反の観点から問題となっているが、これは1本の映画に2時間注意を向け続けることが、いかに贅沢な行為になってしまったかということを表している。

この状況において、その政党や候補者を支持していたわけではない有権者にも情報を届け、支持を上げようと思えば、短い動画が求められることになる。政治家の発言をそのまま伝えず短く切り取って伝えるサウンドバイトと呼ばれる現象が問題となってきたが、これはテレビ局が悪意を持って行っているのではなく、視聴率を求めて人々の注意を惹こうとした結果である。インターネット上においても同様に、長い演説をそのまま流しても人々の注意を惹くことはできない。小泉元首相の政治手法は、サウンドバイトをうまく逆利用することで、「自民党をぶっ壊す」「内閣の方針に反対する勢力はすべて抵抗勢力だ」といったテレビが取り上げたくなるようなフレーズにまとめて自身の主張を多くの有権者に届けるため、ワンフレーズポリティクスと呼ばれていた。「NHKをぶっ壊す」というフレーズが「自民党をぶっ壊す」を意識しているのは明らかであるし、「投票したい政党がないから、自分たちでゼロからつくる」という参政党のキャッチフレーズも、目を惹くものであった。情報が溢れる中で、（その是非はともかくとして）ワンフレーズポリティクスは以前にも増して有効な手法と成り得る。

こういった状況において、「野党が乱立して」いようが、インターネット上に情報が溢れていようが、分かりやすいメッセージに騙される

有権者はけしからん」と断罪することはたやすい。しかし、政治学者のダールが「政治は人生という素晴らしいサーカスの余興に過ぎない (Politics is a sideshow in the great circus of life)」と述べているように、日々忙しく暮らす一般有権者が、政治にかけることのできる資源は限られている。また、政治学者のダウンズの研究にあるように、有権者個人が政治参加によって得るメリットは小さいため、合理的に振舞うのであれば、政治に関する情報を積極的に集めようとしなないのは自然である。

もちろん、どのような現実があったとしても、理想を掲げ民主主義をより良いものにするために、有権者に不断の努力を求めること自体は否定すべきものではない。しかし、有権者にばかり責任を負わすのは酷であり、「もっと調べて考えろ」と「お説教」すれば、「おっしゃる通りです。私が愚かでした」と納得してもらえろと考えるのは甘いのではないだろうか。

インターネット上で情報が増え続けるのを止めるのは不可能であるが、政党や政治家が有権者の投票選択をある程度容易にする構図を設定することは可能である。むしろ、これは、政党や政治家の責任といっても良いのではないか。とくに、野党に求められるのは「政治の現状から考えると与党には投票できない」と考えた有権者が、容易に投票できる対立の構図を作り出すことである。野党間での相違や対立が強調されることは、有権者の認知負荷を高め、ニッチな政策で一点突破を目指す政党の乱立を後押しすることになる。数議席を獲得する野党がバラバラに存在したところで、国会において大きな影響力は持ち得ないため、政府与党への批判票が分散するならば、結果として政権は盤石となる。政治の変化を求める有権者の行動が、変化に繋がらない構図が出来上がってしまっているならば、それは日本にとって不幸なことである。

参考文献

- Converse, P. E.(1964). The nature of belief systems in mass public. (In)D. E. Apter (Ed.) Ideology and Discontent. New York: Free Press, pp. 206-261.
- Dahl, R. A.(1961). Who governs? Democracy and power in an American City. New Haven, CT: Yale University Press.
- Downs, A.(1957). An economic theory of democracy. New York: Harper & Row. (古田清司 (監訳) (1980). 民主主義の経済理論 成文堂) .
- Fiorina, M. P.(1981). Retrospective voting in American national elections. New Haven, CT: Yale University Press.
- Hindman, M.(2018). The internet trap: How the digital economy builds monopolies and undermines democracy. Princeton University Press. (山形浩生 2020 訳 デジタルエコノミーの罠 NTT 出版)
- NHK(2022). 選挙 WEB <https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/>

【調査レポート】

2022年参議院議員選挙全国比例区における 候補者のソーシャルメディア利用(1) —— ソーシャルメディアの利用パターンに注目して

国際経済労働研究所労働政治研究事業部 研究員 山本 耕平

1. はじめに

2022年7月、新型コロナウイルス感染症の流行下で実施された第26回参議院議員選挙は、対面的な接触が制約されるなかで、2021年の第49回衆議院議員総選挙に続いてふたたびソーシャルメディアを活用した選挙運動に注目が集まった選挙であった。むしろ、比例代表では個人名による投票が可能である参院選では、衆院選にもましてソーシャルメディアの利用に力を入れた候補者や政党、支援団体もあったかもしれない。

では、今回の選挙において、ソーシャルメディアは実際のところいかに利用され、いかなる効果をもたらした(あるいはもたらさなかった)のだろうか。これまで、本誌2022年1月号に

掲載された拙稿も含め、政治活動におけるソーシャルメディア利用の効果についてはすでに調査・研究の蓄積があるものの、政治活動の場で利用されるソーシャルメディアの多様化や、それによる利用者層および利用方法の変化はつねに進行し続けており、選挙運動における戦略もそれがもたらす効果もまた流動的でありうる。本研究は、政治活動におけるソーシャルメディア利用の多様化が進んだ2022年という時代の特徴と、全国の有権者にたいして広範囲にアピールすることが戦略上の要となりうる参院選の特徴とに焦点をあて、候補者によるソーシャルメディアの利用実態とその効果について分析をおこなうものである。

2. 本研究の着眼点

前節で言及したとおり、本誌2022年1月号に掲載された拙稿では、第49回衆議院議員総選挙(2021年)において都市部の候補者がどのようにTwitterを利用したか、さらにそのTwitter利用と(小選挙区における)得票率との関係はいかなるものであったか、を独自に収集したデータをもちいて分析した。そこで明らかになったことは次の2点である¹⁾。

1. 多くの候補者がTwitterを利用していたものの、ソーシャルメディアの特徴とされる双方向性(他ユーザーとのコミュニケーション)や拡散性(リツイートなどによって情報が拡散されること)を活用した候補者は少なく、Twitterによる情報発信が候補者からの一方通行的なものになっている傾向が見られた。

2. ただし、双方向性や拡散性を活用した候補者のほうが票を得ているかと言えばそうではなく、むしろそれらを活用していた候補者は得票率が低かった。この傾向は、オフラインにおける基盤の強さ（当選回数によって測定）が同じ候補者どうしで比較しても見られたことから、Twitter の活用と得票率の低さとの関係は、オフラインにおける基盤の強さによっては説明できないことが示唆された。

これらの分析結果が示すのは、候補者がソーシャルメディアを通じてさまざまな情報を発信したとしても、それらの情報はもともとその候補者に関心が高いユーザーのあいだでのみ流通してしまうため²⁾、もともとその候補者を知らないような有権者に情報を伝える機能を果たさなかった、という可能性である。いわば、オンラインでの選挙運動に投入されたリソースは、仮にその活動がなくとも当該の候補者に関心を持っていたであろう有権者に向けて消費されてしまい、それ以外の有権者からの支持調達に使えるリソースを削ってしまったのではないかと考えられたのである。

これらの分析結果と解釈にもとづけば、今回の選挙においてもソーシャルメディアの利用は選挙の結果にたいしてプラスの効果をもたらさないことが予測される。しかしながら、今回の選挙をめぐる状況を考えれば、上記の解釈にたいして二つの留保が可能である。第一に、拙稿で分析対象としたのは Twitter での選挙運動のみであり、YouTube や Instagram といった他のソーシャルメディアは考慮されていない。選挙運動において候補者が複数のソーシャルメディアを利用するのはもはや珍しいことではなく、それは「異なるソーシャルメディアを使えば異なる層の有権者にアピールすることが可能である」、あるいは「複数のソーシャルメディアの利用が相乗効果を生む」という期待のもとおこなわれている。そうであるならば、複数の

ソーシャルメディアの利用を考慮した調査が必要である。第二に、参院選と衆院選とでは候補者が働きかけるべき有権者の範囲が異なる。拙稿の解釈とは異なり、実際にはソーシャルメディアが幅広い有権者への働きかけに役立っていたとしても、ソーシャルメディアを介してアプローチできる有権者のうち特定の小選挙区に居住しているのはごく一部であるため、小選挙区での選挙戦ではソーシャルメディアの効果が薄くなってしまったのかもしれない。全国の有権者に働きかけることができる参院選の比例代表であれば結果は異なるのではないかと考えることは十分に合理的である。

以上の議論を踏まえ、本研究では、参院選の全国比例区で立候補していた候補者について、複数のソーシャルメディアの利用状況を考慮したデータ収集と分析をおこなうことにする。分析結果は本稿を含め2本の調査レポートに分けて示される（2本目は次号掲載予定）。1本目のレポートとなる本稿では、候補者によってどのような組み合わせでソーシャルメディアが利用されていたかという実態を明らかにするとともに、それらの利用パターンと得票数との関連を確認する。2本目のレポートでは、本稿で確認されるソーシャルメディア利用パターンと得票数との関連という現象はいかに解釈できるか、という問いに答えるため、ソーシャルメディアを通じた有権者とのコミュニケーションに焦点を当ててさらなる分析をおこなう。

3. データの収集と処理

第26回参議院議員選挙の全国比例区で立候補していた（単独での選挙運動ができない特定枠の候補者は除く）167名の候補者について、Twitter、YouTube、Instagramにおける選挙運動のデータを収集した。具体的には次のとおりである。いずれも、選挙運動と開票結果からの影響を最小化するため、選挙運動が禁止されている投票日に日付が変わった瞬間からデータ収集を開始した。

- Twitter：Twitter API を介して各候補者のアカウントにアクセスし、フォロワー数および選挙運動期間中のすべてのツイートについての情報（ツイートの内容、リツイート数など）を取得した。
- YouTube：Python のスクレイピング・プログラムから各候補者のチャンネルについての情報（各動画の再生回数など）を収集した³⁾。政党によっては候補者個人のチャンネルを開設せず、党のチャンネルが候

補者の動画を公開しているケースもあるため、YouTube については政党のチャンネルに関する情報も上記と同様に収集した。

- Instagram：目視によりフォロワー数を記録した。

それぞれのソーシャルメディアについて、収集されたデータは質・量ともに異なるが、ソーシャルメディアの種類によって利用形態が大きく異なり、それにともなって比較が可能なデータも異なってくるため、体系的な比較が可能で、かつなるべく多様な観点からソーシャルメディア利用の実態を捕捉できるよう検討した結果、以上のようなデータを収集することにした。なお、本稿では、各候補者がそもそもどのソーシャルメディアを利用していたかという基礎的なレベルに焦点を当てているため、上述のリツイート数や再生回数といった有権者とのコミュニケーションに関連するデータは使用しない。

4. 分析結果

4-1. ソーシャルメディア利用の類型

まずは基礎的な統計として、それぞれのソーシャルメディアがどれほど利用されていたか、また複数のソーシャルメディアがどのように組み合わせて利用されていたかを確認しよう。表1～3は、本稿で検討する3つのソーシャルメディアのアカウント（チャンネル）それぞれの有無についてのクロス集計表である。なお、各表の括弧内で示した数値は行パーセント（行方向に合計すると100%になるよう算出された比率）である。これらの数値を見ると、Twitter のアカウントを持っていた候補者は73.1%であった一方で、YouTube チヤ

ンネルや Instagram アカウントを開設していた候補者は半数に満たず、Twitter のアカウントを持っていなかった候補者はその8割以上が YouTube チャンネルや Instagram アカウントも開設していなかったことが分かる。一方、Twitter を使っていた候補者のうちさらに YouTube や Instagram も使用した候補者は6割弱であった。以上の結果は、今回の選挙においても候補者にとって主たるソーシャルメディアは Twitter であり、その上で複数のソーシャルメディアを利用するかどうかでパターンが大きく分かれる、とまとめることができよう。

そこで、候補者のソーシャルメディア利用

表1 Twitter アカウントと YouTube チャンネルの有無のクロス集計表

	YouTube 有	YouTube 無	計
Twitter 有	71 (58.2%)	51 (41.8%)	122
Twitter 無	9 (20.0%)	36 (80.0%)	45
計	80 (47.9%)	87 (52.1%)	167

※括弧内の数値は行パーセント

表2 Twitter アカウントと Instagram アカウントの有無のクロス集計表

	Instagram 有	Instagram 無	計
Twitter 有	69 (56.6%)	53 (43.4%)	122
Twitter 無	8 (17.8%)	37 (82.2%)	45
計	77 (46.1%)	90 (53.9%)	167

※括弧内の数値は行パーセント

表3 YouTube チャンネルと Instagram アカウントの有無のクロス集計表

	Instagram 有	Instagram 無	計
YouTube 有	51 (63.8%)	29 (36.3%)	80
YouTube 無	26 (29.9%)	61 (70.1%)	87
計	77 (46.1%)	90 (53.9%)	167

※括弧内の数値は行パーセント

パターンを、(1)Twitter 無、(2)Twitter のみ、(3)YouTube 併用 (Instagram は無)、(4)Instagram 併用 (YouTube は無)、(5)すべて併用、の5カテゴリに分類し⁴⁾、政党⁵⁾ごとの分布を確認した(図1)。れいわ新選組と参政党では「Twitter 無」が0%、日本維新の会でも「Twitter 無」の比率は10%未満であった。また、れいわ新選組では「すべて併用」が50%近くを占め、日本維新の会と参政党では、ソーシャルメディアを併用する場合にはTwitterとInstagramの併用が多い傾向が見られた。これらの結果からは、設立されてから相対的に日が浅い政党の候補者ほどソーシャルメディアを利用しているように見えるが、同時に自由民主党の候補者もかなりの比率で複数のソーシャルメディアを併用していたことにも注意が必要である。これらの傾向から示唆されるのは、(1)ソー

シャルメディアがオフラインでの基盤が脆弱である若い政党にとってその不利を埋め合わせる手段となりうる⁶⁾一方で、(2)ソーシャルメディアの利用にも(オフラインでの活動に比べればローコストかもしれないが)一定のリソースが必要であるため、結局は基盤の強固な政党がオンラインでも有利になることがある⁷⁾、ということである。(2)の点は、ソーシャルメディアの利用が活発な政党においても、YouTube 併用よりもInstagram 併用の比率が高いことから裏付けられよう。というのも、InstagramであればTwitterと類似した内容を投稿することが可能である一方、YouTubeでは動画を別途作成することが必須であるため、限られたリソースのもとではInstagramとの併用が選ばれやすかったと考えられるからである⁸⁾。

4-2. 得票数との関連

それでは、このようなソーシャルメディア利用のパターンは、得票数とどのような関係にあったのだろうか。まず、利用パターンごとに得票数の平均値を示したものが図2である⁹⁾。Twitterアカウントを持たなかった候補者と、Twitterのみを利用した候補者のあいだには、得票数にはっきりとした差はなかったようである（平均値だけを比較すれば後者のほうが低い、誤差の範囲が重なっている）。一方、TwitterとYouTubeを併用した候補者や、3つのソーシャルメディアすべてを併用した候補者は、Twitterのみを利用した候補者よ

りもはっきりと得票数が多かったといえる。この結果だけを見るならば、Twitterだけを利用しても得票にたいしてほとんど効果はなく、YouTubeを併用することが得票につながっているように思われるかもしれない。

しかしながら、単純にソーシャルメディアの利用パターンによる得票数の差を見るだけでは、ソーシャルメディア利用と得票との関連性を見誤る可能性がある。というのも、前項で確認されたように、複数のソーシャルメディアを利用する傾向は、オフラインにおける基盤が脆弱であると予想される政党の候補者において顕著であると同時に、逆にオフラインにおいて

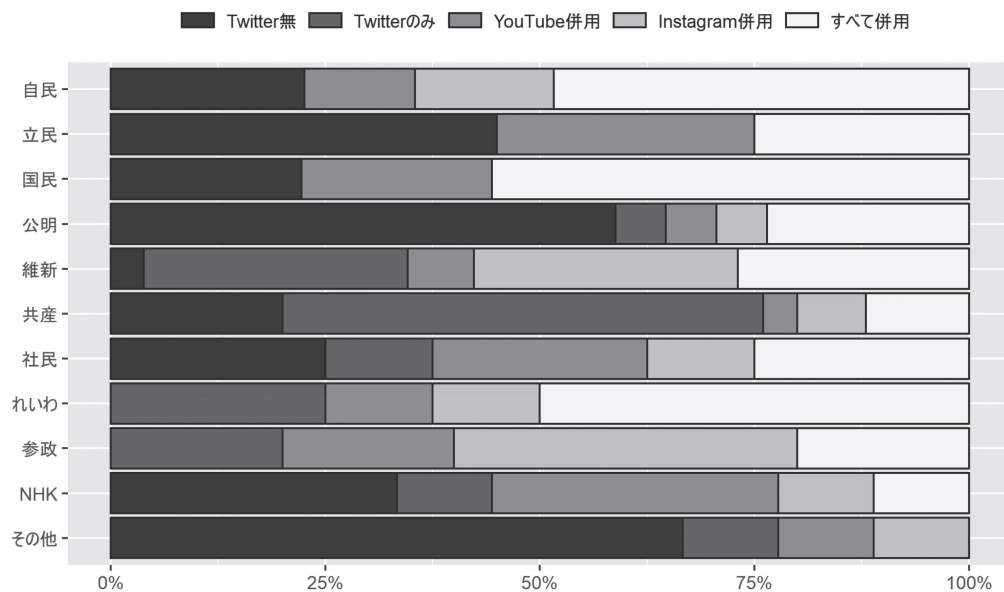


図1 政党別・ソーシャルメディア利用パターンの分布

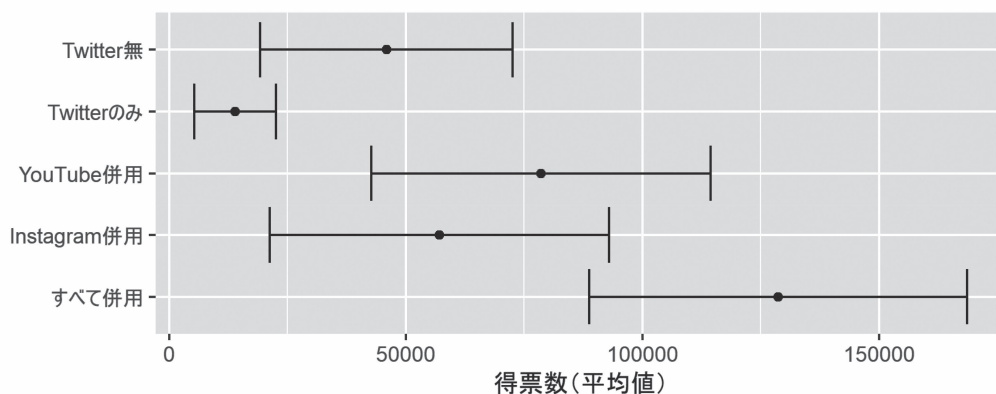


図2 ソーシャルメディア利用パターン別・得票数

も強固な基盤を持つ政党の候補者にも見られたからである。つまり、複数のメディアを併用する候補者のなかには、選挙で苦戦することが予想される候補者とある程度の得票が見込まれる候補者が混在していると考えられる。このような場合、仮に複数のソーシャルメディアを利用した候補者ほど得票率が多いとしても、それはその候補者がもともと強固な基盤を持っていた（ゆえにソーシャルメディアに投資するリソースも潤沢であった）からでしかないかもしれない。逆に、基盤の脆弱な候補者が複数のソーシャルメディアを利用したために、ソーシャルメディア利用による得票数の差が過小に推計され

てしまう可能性もある。いずれにしても、そのようなソーシャルメディア利用と得票率の双方に影響しうる条件を揃えた上で、ソーシャルメディアの利用パターンによる得票数の差について検討することが必要である。

そこで、候補者の得票数¹⁰⁾を従属変数とし、候補者の所属政党、参議院議員の経験の有無（経験がある場合に1をとるダミー変数。立候補時に現職か元職かは区別しない）、そしてソーシャルメディア利用の類型を独立変数とする線形重回帰モデルを推定した（表4）。モデル1は所属政党と参議院議員経験の有無のみを独立変数としたもの、モデル2がそれにソーシ

表4 得票数（対数）を従属変数とする線形重回帰モデル

	モデル 1		モデル 2	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
切片	10.81*	0.26	9.93*	0.29
所属政党（vs.自民）				
立民	-0.68	0.38	-0.43	0.36
国民	-0.47	0.49	-0.61	0.46
公明	-1.68*	0.40	-1.23*	0.37
維新	-0.92*	0.36	-0.92*	0.35
共産	-2.88*	0.36	-2.50*	0.36
社民	-1.68*	0.52	-1.54*	0.48
れいわ	-0.97	0.52	-1.19*	0.49
参政	0.08	0.64	0.01	0.59
NHK	-1.34*	0.51	-1.13*	0.47
その他	-2.00*	0.51	-1.38*	0.48
参議院経験（vs.なし）				
経験あり	0.71*	0.12	0.57*	0.12
利用パターン（vs. Twitter 無）				
Twitter のみ			0.48	0.33
YouTube 併用			1.04*	0.32
Instagram 併用			0.84*	0.34
すべて併用			1.56*	0.27
調整済 R ²		0.48		0.58
N		167		167

（注 i）それぞれの変数の係数は、「vs.」と表記されたカテゴリとの差を表す。たとえば「その他」の係数がマイナスであるというのは、「その他」の候補者は「自民」の候補者に比べて得票数の平均値が低かった、ということの意味する。

（注 ii）係数に付されたアスタリスクは統計的に有意であることを意味する（5% 水準）。アスタリスクがついていない係数は、正や負の値が示されているとしても、統計的にはゼロでないとは言いきれない。

ャルメディア利用の類型を追加したものである。モデル2を見ると、候補者の所属政党や参議院議員経験という条件を揃えたとしても、ソーシャルメディア利用のパターンによる得票数の差が見られることが分かる。具体的には、Twitterのみを利用した候補者とTwitterを利用しなかった候補者とのあいだでは差がなかつ

たが、Twitterを利用しなかった候補者に比べて、Twitterと他のソーシャルメディアを併用した候補者は得票数が多かったことが分かる。とくに、「YouTube 併用」と「すべて併用」の係数が大きい（つまり「Twitter 無」との差が大きい）ことから、YouTubeを利用した候補者の得票数が多かった傾向が見てとれる¹¹⁾。

5. 小 括

本研究は、政治活動におけるソーシャルメディア利用の多様化という背景を念頭に置きつつ、全国の有権者にアプローチする必要があることから（衆院選の小選挙区とは異なり）ソーシャルメディアの利用が得票に効果をもたらしていることが考えられる参院選の全国比例区を対象として、候補者によるソーシャルメディアの利用実態とその効果について検証するものである。1本目のレポートとなる本稿では、複数のソーシャルメディアがどのような組み合わせで利用されているかを概観した後、利用パターンを類型化し、データ分析を通じて、政党ごとの利用パターンの分布、および利用パターンと得票数との関連を明らかにしてきた。結果として、候補者の所属政党や参議院議員経験の有無とい

う条件が同じであっても、Twitterに加えて他のソーシャルメディア（とくにYouTube）を併用していた候補者は多くの票を獲得していたことが分かった。

では、この結果は、ソーシャルメディアの利用が政治活動におよぼす影響について何を示唆するのだろうか。期待されているとおり、多様なソーシャルメディアを利用することが有権者とのコミュニケーションを活性化させたり、政党や候補者のメッセージを浸透させたりする機能を果たしているのだろうか。次号ではこの問いに答えるため、ソーシャルメディアを通じた有権者とのコミュニケーションに関するデータを使用して、より詳細な分析を試みる。

（次号に続く）

【編集部注】

本レポートで言及されている、2021年衆院選におけるSNS利用の効果についての山本研究員による調査レポート「都市圏の候補者によるソーシャルメディア利用——その実態と効果から課題を考える」は、右記のQRコードより全文をご覧ください。なお、このQRコードは、掲載誌（『Int'lecowk』2022年1月号）全体のPDFファイルにリンクしているものです。当該レポートについては、25～29ページをご参照ください。



-
- 1) 詳細については、山本耕平「都市圏の候補者によるソーシャルメディア利用——その実態と効果から課題を考える」(『Int'lecowk』2022年1月号、pp.25-29)を参照されたい。本文末尾に掲載しているQRコードから、全文PDFにアクセス可能である。
 - 2) 分析結果にたいするこのような解釈は、「選択的接触」に関する先行研究の成果によって裏付けられる。それらの先行研究についても、詳細は拙稿を参照されたい(注1)参照)。
 - 3) YouTubeチャンネルに関する重要なデータとしてチャンネル登録者数があるが、チャンネル設置者の設定により非公開になっているケースが少なくないため、分析にもちいることができなかった。
 - 4) 先述のとおり、Twitterのアカウントはないが他のソーシャルメディアは利用しているというケースはごくわずかであるため、Twitterのアカウントを持っていなかった候補者は他のソーシャルメディアの利用の有無に関わらず、このカテゴリに分類した。
 - 5) 今回の選挙で議席を獲得しなかった政党は「その他」として一括している。なお、これらの政党は立候補者数も少ないため、独立したカテゴリとして扱ったとしても明確な傾向を見出すことはできない。
 - 6) Margolis, M., Resnick, D. and Levy, J., 2003, "Major Parties Dominate, Minor Parties Struggle: US Elections and the Internet," in *Political Parties and the Internet: Net Gain?* edited by R. K. Gibson, P. G. Nixon and S. J. Ward, Routledge, 53-69.
 - 7) Gibson, R. K. and McAllister, I., 2015, "Normalising or Equalising Party Competition? Assessing the Impact of the Web on Election Campaigning," *Political Studies*, 63(3) : 529-547.
 - 8) 公明党ではTwitterも利用しなかった候補者が半数以上である点や、日本共産党ではTwitterの利用が活発であった一方で併用は少なかった点なども、リソースの制約という観点から説明できそうである。公明党では、新人の立候補者はソーシャルメディアを利用していなかったため、「Twitter無」の比率が高い。日本共産党では、候補者個人はYouTubeのチャンネルを持たず、政党のチャンネルが各候補者の動画を公開していたため、併用の比率が低い。各候補者がソーシャルメディアのアカウントを持つということは、その候補者にとって運用コストがかかるだけでなく、政党が「炎上リスク」などの管理コストを抱えることにもなる。それゆえ、政党によっては、候補者個人(とくに、SNSの利用に慣れていない新人)にはアカウントを開設させないといった方針を採用しているのかもしれない。
 - 9) 各パターンについて、点で示した値が平均値である。点の左右に伸びるバーは誤差を表す。
 - 10) 得票数の分布は、顕著に得票数が多い候補者がごくわずかに存在するという歪んだ分布を示すため、ここでは得票数の自然対数をとっている。
 - 11) 以下はややテクニカルな補足である。表4のモデル1と2を対照すると、ほとんどの政党については、モデル1よりも2において「自民」との差が小さくなっている(係数の絶対値が小さくなっている)。これは、各政党の候補者と「自民」の候補者とのあいだに見られる得票数の差のうち一部が、ソーシャルメディア利用パターンによって説明できる、ということを意味する。各政党の得票数が「自民」に比べて少なかったという結果の一部は、「自民」以外の政党において「すべて併用」の候補者が少なかったことによるのである。一方、「自民」よりも「すべて併用」の候補者の比率が高かった「国民」と「れいわ」は、逆にモデル2のほうが係数の絶対値が大きくなっている(つまり、モデル1よりも「自民」との差が開いている)。これは、両党において「すべて併用」が多かったために、ソーシャルメディア利用のパターンという条件を考慮せず政党間で比較した場合(モデル1)には「自民」との差が小さく見えていたものの、モデル2でソーシャルメディア利用のパターンという条件を揃える(つまり、同じ利用パターンで政党が異なる候補者どうしを比べる)ことで、表面的に見えていた以上に「自民」の候補者との差が大きかったことが分かった、ということである。

論壇ナビ 2022

第9回：安倍元首相の「国葬」は妥当なのか？

京都府立大学公共政策学部 准教授 秦 正樹

【編集部注】本記事は、国葬(9月27日)前にご執筆いただいたものです。

2022年7月8日、参院選も終盤の中、奈良県内で、安倍晋三元首相が応援演説中に銃撃を受け亡くなるという日本政治・社会を震撼させる大事件が起きた。安倍元首相といえば、その功罪が指摘されつつも、戦後最長の政権を築き、首相辞任後も自民党内で最大派閥の領袖となるなど「政界のキーマン」として大きな存在感を示していた。そうした有力政治家の突然の非業の死に対して、岸田首相は、安倍氏の死去から1週間足らずの間に、1967年の吉田茂氏以来2例目となる全額を国が費用負担する「国葬」を行うことを表明した。ただし、国葬の実施に関しては、有識者や世論においても賛否両論がみられる。賛成の声としては、外国から多数の要人の参列が予定されていることから、弔問外交の場として利用することができるといった意見がある。他方で、大手メディアが実施した世論調査の多くでは、若年層では賛成が多いものの、世論全体で見ると、国葬の実施に反対する声の方が賛成よりも多いようである。また有識者の間でも、そもそも国葬の実施という重要な国の意思決定を政府の閣議決定だけで決めてよいのかといった批判や、全額が公費となる国葬ではなく、内閣・自民党合同葬で十分ではないかといった声もみられる。このように、世論や識者の間でも意見が別れている国葬の実施に関する論考を手がかりにしながら、その是非について考察していきたい。

「国葬」に値する実績をどう考えるか

竹中治堅(政策研究大学院大学教授)「安倍元首相の国葬、識者の見方 最長首相に妥当な判断」(『日本経済新聞』2022年7月15日)では、安倍元首相の功績について、歴代最長政権を務め、さらに外交・安全保障分野ではQUAD(クアッド:日米豪印の枠組み)などの点で十分に認められるとした上で、国葬とすることで海外へのメッセージにもなると肯定的に評価している。あるいは、大川千寿(神奈川大学教授)「(耕論)国葬を考える:立場超えて礼節、他国でも」(『朝日新聞』2022年8月5日)は、国葬に否定的な意見があることは理解しつつも、リーダーとしての奉仕や貢献に礼と尊敬を尽くすことも民主主義の一つの美德で

あると指摘し、国葬を尊厳ある形で実施することを通じて、丁寧な言葉のやり取りが足りていないという現在の日本における民主主義の問題を考える機会にするべきであると述べている。他方で、安倍元首相の実績をどのように捉えるかについても様々な意見がある。たとえば、木村草太(東京都立大学教授)「安倍元首相の国葬『法の下に平等に反する』」(『東京新聞』2022年8月19日)は、安倍元首相が国葬に値する実績を残したかどうかは第三者が政治から独立して行うべきであると指摘し、現状は、岸田首相や閣僚の主観的な判断にもとづいて判断されており、公共目的による公金支出とは言えないのではないかと批判的に見る。

国葬をめぐる政治的打算と世論

また、このような観点とは別の視座から、御厨貴(東京大学名誉教授)「『安倍元首相の国葬強行で得をするのは…』国民の約8割が反対でも自民党は“賛成一色”その身も蓋もない『理由』とは」(『文春オンライン』2022年8月13日)は、国葬を決めた政府には弔問外交という外交的発想や政治的目的があることを指摘した上で、さらに、党内政治の影響もあるとする。安倍元首相を国葬とすることで、党内最大派閥である安倍派に配慮した形となり、結果的に岸田首相は今後、党内運営をやりやすくするという計算もあると考察している。また、高森明勅(日本文化総合研究所代表)「何もかも『大喪の礼』とは大違い…皇室研究者が指摘する安倍元首相『国葬』の大疑問」(『PRESIDENT ONLINE』2022年8月26日)では、正式な国の儀式である「大喪の礼」を比較材料として検討した上で、皇室でさえ、国の儀式として行われるのは(国民全体の理解があると思われる)天皇と上皇に限られていることを考慮すると、評価の対立が避けにくい政治指導者を国葬とすることの妥当性の判断は難しく、さらに実施するならば、幅広い国民の納得を得ることが不可欠であると指摘する。

国葬をどう捉えるか

以上では、安倍元首相の国葬の実施について、賛否両論の意見を確認してきた。「国葬」とする前提には、安倍元首相の実績や功績を高く評価することがあげられるが、この点について識者や国民の幅広い合意が得られているとは言えず、このことが議論をわける根底にあると言えるだろう。また、国葬を政治的な道具として利用しようとする計算が見え隠れすることも、世論の反発を生んでいるように思われる。実際に、安倍元首相の功績や実績の判断は未だ確固としておらず、そのように考えると、国葬とする前提が必ずしも成立していないようにも思われる。とはいえ、国葬として実施することを決めた限りは、岸田首相や政府から、国民が納得できる形のより丁寧な説明が求められると言えるだろう。

秦 正樹(はた・まさき 政治行動論・政治心理学)

三島由紀夫が書かなかった「近江絹糸争議」の謎に迫る

【第29回】彦根（5）

武庫川女子大学 経営学部
教授 本田 一成

彦根工場では発効に先立ち新組合のピケ隊30名は正門のテントを取り片づけきれいに掃き清めて打ち水し、スクラムを組んで時刻を待った。(中略)工場重役室に泊っていた遠藤事務、勝間田工務両部長らもやっと起き出てほっとした表情、新組合事務所のマイクが「森委員の宣言によりただいまから休戦に入りました」とひとしきり呼びかけ、事務所も閑散、旧組合員も正門を出入りし、工場全体は中労委あっせんに希望をつないで明るい表情にかえた。(『毎日新聞』1954年7月29日付)

5. 1954年8月

中央労働委員会による3次にわたるあっせんに関する動向は、近江絹糸労組全体の動きを総合してまとめる。このため、大阪の場合と同様に、その間の彦根工場の情勢の記述は最小限にとどめ、ほとんどを割愛する。

8月5日:

18:00、工場側が中労委あっせんに基づく協定を無視して、渡辺昭富ら1年契約者20人に対して9月6日で契約満了になるとして解雇通知を出したが、第二組合はこれらを突き返した。この事態に対して、中労委は会長中山伊知郎から会社側へ撤回を指示し、会社側は承諾した。

8月6日:

深夜操業などについて「労働基準法」に対して悪質な違反があるとして、藤田副工場長らを取り調べを受けた。

8月8日:

前日7日に製品出荷阻止の指令を受けた第二組合がピケを張ったため、出荷をめぐり工場側と衝突した。

この日、第二組合が彦根市民感謝デモを行った。

8月10日:

5:00、就労闘争の方針通り、第二組合の男女組合員計約600人がバリケードを撤去して工場裏口から入場し、機械のサビ落としや手入れを始めた。

9:00、入場した組合員のうち一部が電気室を占拠し、入場者以外は座り込みを行った。

会社側は前夜から工場各入口を施錠しているのに、裏口だけは鍵が取り外せるようにしていた。不法侵入の口実を狙っていたのは明らかであったが、労組側は裏口から入場した。

8月11日:

藤田副工場長が第二組合の就労闘争の入場は不法侵入と主張したが、労組側は問題にせず、午後に地労委立会いの下で団交を開催することを申し入れた。

8月12日:

第二組合は、継続して就労闘争に加え、飯食わせろ闘争を展開し、ハンガーストライキを打つ準備に入った。

8月13日:

工場側が午後からの就労を命令したが、第二組合はこの部分就労に反対し、全事業所に対する一斉就業ではない限り拒否する、と通告した。その後、一切の就労闘争を打ち切り、13:00にスト通告して7月27日の

前の状態に戻すとともに、18:00の決起大会でスト体制を確認した。

8月14日:

午前、前日に会社から依頼されて北海道から彦根工場に到着した10人の暴力集団は、彦根警察署より退去を勧告され、夕方には姿を消した。

8月15日:

朝、彦根工場に到着した夏川社長はピケに阻まれたため、労組側に誠意がないからこんなことになった、円満な解決のために東京で研究している、と新聞記者に語ってから大阪に向かった。

8月18日:

全織同盟が、彦根工場のピケ応援のために愛知県支部傘下の労組から組合員約20人を動員した。

8月21日:

第二組合が、工場側へ最近の給食の米飯に抗議し、彦根保健所へ給食を提出してカロリー計算などを依頼した。外米と麦が多く使われているのでご飯がこぶし大ほどに固まって粘土をこねたようだ、食堂で食事をしない組合員がいる、などと主張した。

8月22日:

会社側が大阪本社の労組本部をはじめ各地の工場で労組幹部や中堅組合員に対する大量の解雇通告を続けていたが、彦根支部ではこの日、朝倉克己、下村宏二、佃田広次、高橋克己、木下聖徳、松浦雅雄、一ノ瀬隆が懲戒解雇を通告された。

8月24日:

12:00、郡是製糸の専務が現地争議対策本部を訪れ、彦根工場の倉庫にある副蚕糸を、近江絹糸との契約を破棄した上で出荷したいと申し入れた。だが争議対策本部は、一切の出荷は認めず、損害については会社側と交渉するよう回答した。

8月29日:

19:00頃、工場側が彦根工場から出荷を強行するために約100人を集めたことを受け、労組側が正門、裏門などのピケを嚴重に強化した。また、海員組合や総同盟から応援隊を集めて増強した。彦根警察署は、事態重大化に備えて警戒に入った。

6. 1954年9月

9月7日:

第二組合へ新たに200人超が加入し、第二組合の組織現勢は2104人となった。

9月14日:

前日9月13日に全織同盟が緊急中央執行委員会を開催し、中労委第3次あっせん案を受諾することを決めたことを受け、各支部の大会で受諾についての審議が始まった。9月16日には、全体で91.1%の賛成を得て受諾を決定したことが報告された。彦根支部は、組合員2158人、大会出席者1416人、賛成1028票、反対266票、無効115票、白票7票で賛成率は77.2%となり、全支部中最低であった。

9月16日:

18:15、彦根支部はあっせん案の受諾をもって争議に終止符を打ったとして、仏間で人権争議中最後の大会を開催した。翌日の生産再開と日常闘争に備えて支部規約の一部を改正し、今後の運営について討議し万歳三唱で終了した。

19:00、全員が中央広場に集まり大きな円をつくってスクラムを組み、労働歌を高唱した。また各自の鑑手帳や、争議中に使用したプラカード、夏川嘉久次の似顔絵などを円陣の中心に積み上げて焼き尽くしてから散会した。

その後、生産再開の就労について徹夜団交を行い、就労時間、休憩、休日、深夜勤務、労組事務所、専従者などについて協議した。

9月17日:

この日、生産が再開されたが、勤務開始時間により組合員を2つに分けて、それぞれ中央広場で入場大会を開催し、彦根支部下村書記長、全織同盟安井滋賀県支部長、池原工場長の挨拶の後、労働歌を合唱してからそれぞれの職場に入った。

先番の約500人が6:00前からさび落し、油とりなど機械整備や場内清掃を開始し、昼番と後番の約1000人が合流して、8:00ごろから一斉に生産を開始した。製品の出荷が可能となり、日通トラックが続々と工場に入ってきた。この日の昼食には生産再開を祝して赤飯が出され、組合員から歓声があがった。

7. 朝倉克己の手記について

近江絹糸争議当時は彦根支部長であり、後に近江絹糸労組第4代組合長となった朝倉克己が2018年6月、『写真記録』執筆中の筆者に対して手記を送ってきた。原稿用紙に文字通り手書きで執筆されていたので翻刻した。以下ではそのごく一部を記しておく。

「近江絹糸人権闘争＝労働争議 自由と人権を守る血と涙の闘いであった」

朝倉克己著(翻刻: 本田一成)

◎「近江絹糸」の人権争議が起きた原因とその要因

夏川社長の企業運営上における従業員(労働者)を「人」として扱わない特異な労務管理にあった。従業員(労働者)を企業規模の拡大、生産の増強のための道具としか扱っていなかった。企業規模拡大を邪魔するものは徹底的に、排除することを貫き通した。そのために、とくに労働組合活動など外部との交流は一切認めなかった。

◎「威張る、ということ

夏川社長は「権威」を守るため、従業員に対して必要以上に「威張り、まくった。この情景が社風になって組織化されていった。社内の上限の秩序を確立するために「威張る、という悪弊が、従業員のなかに、言わず語らずのうちに浸透していった。そしてこのことが社内における悪習となって、いわゆる先輩かぜを吹かせて、上下の関係を徹底した。

社長の工場巡視の日は早朝6時に、社長専用車で工場正門に到着＝(社長専用車キャデラック、当時(争議前)日本に3台しかないと言われた程の高級車)、社長受け入れ準備係の事務所庶務係の女子社員は係長の命令で、社長到着一時間前の午前五時には出社して(冬期の場合)応接室の「大火鉢」に炭火を入れて温めておく。室内の空気が温まれば炭火のため窓を開けて空気を入れ替えておく。つづいて「お茶」の準備をしておく。社長が到着後すぐに差し出さなければならない。

「お茶」を差し出す時間が少しでもおくれればすぐに工場長を呼んで、「他の工場では工場正門に入って何分でお茶を出したが、彦根では遅いではないか」と工場長を叱りとばす。どなられた工場長はすぐに庶務係長他当日の担当係等を集めて注意を行った。

社長の工場巡視日は大変な厄日であった。

◎「告げ口、密告」一助長を促す職場の雰囲気

告げ口、密告は、組織的に制度化されたものではなかった。組織の運営上において従業員の行動を監視することが強化されていった。その結果として「密告、告げ口」が常態化されていった。職場にあっても、女子寮においても競って上司への告げ口が陰湿な手法を使って他人の生活実態、行動を密告することによって、各自の立場を有利にすることで成績を確保するというものが生まれた。

労働組合は存在していたが・・・(対外的には見せかけであって労働者を守るというのではなく経営側の意志通りの運営であって、その内容は全くの御用組合そのものであった)。

その実体はむしろ(社長の)意をていした組合員を監視する機関であった。経営側以上に御用組合は悪質であった。職場内(仕事上)にあっても、社長の意をていした御用組合、職制従業員を中心にした監視組合が張りめぐらされていた。

女子従業員の生活の場である女子寮宿舎(女子寮)は「カゴの鳥」と比喻されたように社長直結の舎監(女性)によって監視下におかれていた。

舎監は各寮棟に配置居住していた。寮棟はABC番合計20棟あった。舎監はそれぞれに相当し、監視の任にあった。その上、寮生の私生活全般に亘って干渉を行っていた。更には、情報収集を行う役割を担っていた。いずれも当然のこととして上司に対して内々に告げ口(密告)が行われていた結果として制度的に運用されていた。このような密告制によって解雇の対象となった者は数知れない。反対に、告げ口、密告した者は上司からの受けがよくなり勤務成績にプラスとなったと言われた者。これまた数知れない。……

この朝倉手記は、大阪産業労働資料館(エル・ライブラリー)に寄贈し、同館のブログは本田による解題を掲載している。全国各地でおそらく同種の手記が発掘されることもなく消失する時を迎えようとしている。近江絹糸争議前後の彦根工場で何が起きていたのか。興味のある読者はぜひ手にとってほしい。

執筆者の本田一成氏による『写真記録・三島由紀夫が書かなかった近江絹糸人権争議』(2019年、新評論刊)、『オルグ!オルグ!オルグ! 労働組合はいかにしてつくられたか』(2018年、新評論社刊)の特別割引注文書を用意しました。office.hondabooks@gmail.comまでご請求ください。

主要経済労働統計

p: 速報値 (preliminary) r: 訂正值 (revised)

年 月	労働力人口		職業紹介		税込現金 給与総額	実質賃金 指 数	総実労 働時間	消費者物価指数 C.P.I		全国勤労者世帯家計 収支 (168都市町村)	
	雇 用 労働者	完 全 失業者	月 間 有 効 求人 数	有効求人 倍 率	(全産業)	(全産業)	(全産業)	東京都 区 部	全国167 都市町村	実収入	実支出
	万 人	万 人	千 人	倍	円	2015=100	時 間	2020=100		円	円
2018	5,936	166	2,780	1.61	323,553	100.8	142.2	99.1	99.5	558,718	418,907
2019	6,004	162	2,737	1.60	322,612	99.9	139.1	99.9	100.0	586,149	433,357
2020	6,664	198	2,161	1.18	318,387	98.6	135.1	100.0	100.0	609,535	416,707
2021.5	5,950	211	2,098	1.09	273,915	85.0	129.9	99.5	99.4	489,019	438,834
6	5,980	206	2,119	1.13	442,821	137.1	140.7	99.5	99.5	904,078	460,532
7	5,992	191	2,121	1.15	371,141	114.6	140.1	99.8	99.7	668,062	432,307
8	5,970	193	2,158	1.14	274,671	84.6	129.7	99.8	99.7	555,009	396,561
9	5,975	192	2,202	1.16	269,932	82.8	135.1	100.1	100.1	481,800	387,636
10	5,982	183	2,278	1.15	271,121	83.2	138.5	99.9	99.9	549,269	403,284
11	5,970	182	2,335	1.15	282,749	86.7	139.4	100.0	100.1	481,838	392,236
12	5,984	171	2,347	1.16	545,609	167.2	138.3	100.3	100.1	1,102,091	522,506
2022.1	5,977	185	2,407	1.20	274,822	86.0	129.4	100.7	100.3	479,805	398,066
2	6,005	180	2,453	1.21	268,898	83.8	130.3	101.1	100.7	540,712	375,088
3	6,684	180	2,507	1.22	288,709	89.5	136.7	101.6	101.1	503,128	433,993
4	6,050	188	2,422	1.23	282,437	87.1	141.5	101.8	101.5	539,738	447,013
5	6,036	191	2,402	1.24	277,026	85.2	131.1	101.8	101.8	489,745	445,213
前月比(%)	-0.2	1.6	-0.8	0.8	-1.9	-2.2	-7.3	0.0	0.3	-9.3	-0.4
前年同月比(%)	1.4	-9.5	14.5	13.8	1.1	0.2	0.9	2.3	2.4	0.1	1.5
資料出所	総 務 省 労働力調査		厚 生 労 働 省					総 務 省		総 務 省 家 計 調 査	
			職業安定業務統計		毎月勤労統計調査						

年 月	生 産 指 数 (鉱工業)	生産者 製品在庫 率指数 (鉱工業)	稼働率 指 数 (製造 工業)	機 械 受 注 (船舶・電力 除く民需)	工 作 機 械 受 注 総 額	建築着工 総 計 (床面積)	企業倒産 (負債総額 千万以上)	貿 易 統 計		
	2015=100	2015=100	2015=100	億 円	100万円	1000㎡	件 数	輸 出	輸 入	差 引
	百 万 円									
2018	104.2	104.6	103.1	105,091	1,815,771	131,149	8,235	81,478,753	82,703,304	-1,224,551
2019	101.1	109.6	99.9	104,323	1,229,900	127,555	8,383	76,931,665	78,599,510	-1,667,845
2020	90.6	124.8	87.1	95,570	901,835	113,744	7,773	68,399,121	68,010,832	388,289
2021.5	92.3	109.6	91.9	8,657	123,936	10,422	472	6,260,587	6,473,520	-212,933
6	98.9	109.4	96.5	8,524	132,081	10,850	541	7,223,759	6,854,376	369,383
7	98.1	111.1	94.6	8,597	134,983	10,664	476	7,354,679	6,920,182	434,497
8	96.2	113.2	92.0	8,393	125,903	9,537	466	6,604,816	7,258,237	-653,421
9	89.9	118.3	84.8	8,389	144,596	9,948	505	6,840,480	7,477,334	-636,854
10	91.8	116.9	91.3	8,708	149,222	12,094	525	7,183,225	7,258,244	-75,019
11	96.4	115.1	96.5	9,003	145,401	10,125	510	7,366,999	8,323,868	-956,869
12	96.6	114.8	96.3	9,324	139,227	10,655	504	7,881,159	8,470,077	-588,918
2022.1	94.3	116.4	92.8	8,996	142,918	8,622	452	6,331,799	8,531,235	-2,199,436
2	96.2	118.7	94.2	8,114	138,998	9,221	459	7,189,878	7,867,087	-677,209
3	96.5	119.4	92.7	8,695	166,263	9,792	593	8,460,031	8,884,044	-424,013
4	95.1	116.0	92.7	9,630	154,998	11,262	486	8,075,671	8,929,447	-853,776
5	88.0	119.6	84.2	9,088	153,334	9,704	524	8,614,670	10,018,855	-1,404,185
前月比(%)	-7.5	3.1	-9.2	-5.6	-1.1	-13.8	7.8	6.7	12.2	64.5
前年同月比(%)	-4.7	9.1	-8.4	5.0	23.7	-6.9	11.0	37.6	54.8	559.4
資料出所	経 済 産 業 省			内閣府 機械受注統計調査	日本工作 機械工業会	国土交通省 建築着工統計調査	東京商工 リサーチ	財 務 省 貿 易 統 計		

所 員 コ ラ ム



オルグ部長

藤原 加代子

母のこと

先日、およそ1年ぶりに実家に帰った。車を走らせて約1時間。それまで毎年、お盆と正月には子どもを連れて顔を見せていたのだが、ここ2、3年ですっかりそのサイクルが変わってしまった。新型コロナウイルス。仕事も生活も一変した。4回目のワクチン接種を終えてからと、今年の夏は遅めの時期の帰省になった。久しぶりに会った母の様子は相変わらずで、私の体のことばかり心配する。

小さいころは体が弱くてよく病院に連れて行ってもらった。苦労ばかりかけたと思う。スイミングを習い、体を鍛えた。バタフライも泳げるようになった。小学生の時は長期入院を2回。それで同級生とは修学旅行の思い出を作れなかったし、卒業アルバムの集合写真は“右上の人”になった。それでも寮のような入院生活は、今思い返せば密度の濃いドラマの脚本のような、貴重な体験として心の奥底に刻まれている。

成長して、普通の生活ができるようになり、こうして“働くことの幸せ”をかみしめることができる仕事に携わることができている。オルグという立場で日々いろいろな組織の方々に話を聞かせてもらい、自分たちにできることを提案し、共感してもらって、新たな世界をともに作る。

時には厳しい意見をぶつけられ悔しい思いをすることもあるが、そんな時こそ改善のチャンスだと前向きにとらえ、明日の糧にできた。ありがたいことだと思う。ここ1～2年は出張することもめっきり減ってしまい、オンラインでつながるという新たなスタイルで様々な人たちとやり取りをすることも多くなった。毎日とにかく忙しくしているし、母からすると私が何をしているのか、わからないのだと思う。

健康には人一倍気を使い、社交的で実年齢より若く見えるので、普段は感じないのだが、1年ぶりに直接会った母の背丈は、確実に小さくなっていた。

「今度、一緒に旅行に行こうよ。どこ行きたい？」——昼も夜もなく仕事にまい進し、63歳で亡くなった父とはできなかったことを、母とは絶対実現する。それを約束することが今回の帰省の目的だった。

2022年8月号より、所員コラムを始めました。毎月1名ずつ、事業や日ごろの仕事を通じて感じていることなどを発信します！

Project News

研究プロジェクト概要と各回のテーマ・報告者

働きがいと制度・施策

主査：八木 隆一郎(専務理事・統括研究員)

「働きがい」はON・I・ON2調査のテーマの1つであり、これまで研究所は調査結果を用いて労働組合活動の重要な柱の1つである「働きがいのある職場」づくりに向けた提言活動などの支援を行ってきたが、より充実した支援を行うためには最新の学術的な働きがい研究を継続的に積み重ねていくことが重要である。これまでにワーク・モチベーションに関わる意識データベースを構築し、企業業績との関係についての研究およびその成果の公表等を進めてきた。今後は企業制度・施策の実態および組合員の意識に与える影響を明らかにしていく。研究結果は、「第49回共同調査企業制度・施策に関する組織調査」として発信している。

内 容

2019年9月20日

「流通業における従業員満足度とその影響に関する分析」

竹野 豊 氏(京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程)

「90年代からの仕事満足と賃金の構造変化についての考察～時代と世代に着目して」

岡嶋 裕子 氏(大阪大学 経営企画オフィス 准教授)

2020年9月14日

産業ストレスの業種差・職種差と関連指標

高原 龍二 氏(大阪経済大学経営学部 教授)

向井 有理子 氏(国際経済労働研究所 研究員)

2020年1月24日

「調査回答データの質を高める試み」

阿部 晋吾 氏(関西大学社会学部 教授、国際経済労働研究所 非常勤研究員)

ポスト動員時代の政治活動

主査：新川 敏光(理事)

働く者の声を政治に反映させる上で、労働組合による政治活動は重要な役割を果たしている。しかしながら、政治的な対立軸の複雑化や労働者の意識の多様化を背景に、従来型の動員による選挙戦略が見直しを迫られるようになっており、今後とるべき方策が模索されている。本研究PJでは、組合員の政治的関心・関与を高めるための日常的な取り組み事例、問題意識、今後の方向性などについて、共有と議論を行う。また、研究会での議論を共同調査(政治意識調査)に反映させると同時に、共同調査で得られた知見を参加組織間で共有することで、政治活動と共同調査との循環的な発展を目指す。

内 容

2021年9月10日

「政治活動の日常化」パナソニックグループ労働組合連合会

2022年1月11日

「政策制度改善活動への取り組み紹介」日立製作所労働組合

「帝人労組の政治活動について」帝人労働組合

2022年4月2日

「イオンリテールワークスユニオンの政治活動について」

イオンリテールワークスユニオン

2022年5月25日

「直面する課題の克服に向けて」日本郵政グループ労働組合

21世紀型成熟社会の理論

主査：新川 敏光(理事)

産別組織11組織が参加し、2022年より開始した。労働政策の理論的・思想的基礎について理解を深め、政策形成・発信能力を高めることを目的とする。政治学、公共政策学、政治哲学などの研究者を講演者に迎え、研究者と労働組合がともに学ぶとともに、その時代において求められる政策やビジョンについて討議・外部発信する場を形成する。

内 容

2022年10月3日

「研究会発足基調報告」

新川 敏光 氏(法政大学教授、京都大学名誉教授)

Information

SRC 研修コースのご案内

ON・I・ON・2入門セミナー

・Web開催：11月9日(水)、12月1日(木)

講師：八木 隆一郎(国際経済労働研究所 専務理事・統括研究員)

時間：13時30分～17時

概要：組合活動のあり方を根本から見直し、「参加関与型」の運動にシフトする考え方を習得する。

SRCのための調査活用セミナー

・Web開催：11月17日(木)、12月8日(木)

講師：依藤 佳世、向井 有理子(国際経済労働研究所 研究員)

時間：13時30分～17時30分

概要：意識調査を効果的に展開するための正しい知識や活用方法を学ぶ。

※好評により、12月の追加開催が決定！

詳細は、研究所HPをご覧ください。

次号予告(特集テーマ)

地域福祉と生活困窮者支援

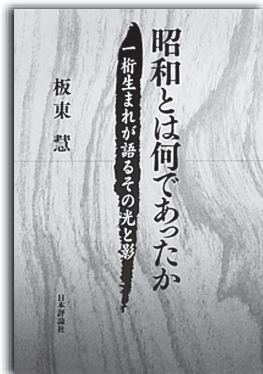
・埋橋 孝文(同志社大学名誉教授)

・田中 聡子(県立広島大学 教授)

・小田川 華子(公益社団法人ユニバーサル志縁センター 理事・事務局長)

編集後記

本号の特集では、「ポスト動員時代の政治活動」研究会に関わっていただいている研究者の方々に、2022年参院選にかんして、それぞれの関心から自由に執筆いただきました。これからの日本の政治や労働運動を考えていくうえで、刺激の多い内容になっているのではないかと思います。みなさんの活動につながっていけば幸いです。また、編集の都合により、発行が遅くなり、大変申し訳ありません。次号は合併号で、今年最後の号(12月発行)になります。(S)



板東 慧 著

A5判 定価3,500円(税込み)

昭和とは何であったか

一桁生まれが語るその光と影

労働調査論を確立し、自立的労働組合主義を提唱し、構造改革論を通して余暇と働き甲斐の関係の重要性をめぐって生活文化論を提案した著者の運動と研究から「昭和」を総括し、贖罪的平和論の克服による21世紀日本を追求する。

◆目次◆

序 章	昭和とは何だったのか
第一章	太平洋戦争と大空襲
第二章	戦後の始まりと占領下の日本
第三章	大学生生活と学生運動
第四章	労働調査研究所から国際経済労働研究所へ
第五章	研究者としての総括的覚書——研究主題と業績
第六章	昭和が遺した課題
結 章	私の生い立ち——神戸っ子の系譜



〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 TEL:03-3987-8621(販売)、-8598(編集)
ホームページ <http://www.nippon.co.jp>



四六判／並製／352頁
ISBN 978-4-7503-4777-6

◎本体価格 2600円+税

人工知能と 株価資本主義

AI投機は何をもたらすのか

本山美彦 著

際限なく拡大するIT社会に拍車をかけるAI技術の進歩。巨大IT企業の影響力が増し、株式が巨額の富と巨大な力を揮う「株価資本主義」が到来している。フィンテック、ブロックチェーン、ロボット人材がもたらす未来を金融、貨幣、コンピュータの淵源をたどりながら論じ、AI賛美論がもたらす投機的ユーフォリア(多幸感)に警鐘を鳴らす。

序 章	株価資本主義の旗手——巨大IT企業の戦略
第1章	高株価を武器とするフィンテック企業
第2章	積み上がった金融資産——フィンテックを押し上げる巨大マグマ
第3章	金融の異次元緩和と出口リスク
第4章	新しい型のIT寡占と情報解析戦略
第5章	フィンテックとロボット化
第6章	煽られるRPA熱
第7章	簡素化される言葉——安易になる統治
第8章	性急すぎるAI論議——アラン・チューリングの警告
第9章	なくなりつつある業界の垣根
第10章	エイジングマネー論の系譜
第11章	フェイスブックの創業者たち——株価資本主義の申し子
終 章	株価資本主義の克服——超高齢化時代のオルタナティブ・ファイナンス

明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5

<http://www.akashi.co.jp/> TEL 03-5818-1171 FAX 03-5818-1174

*図書目録送呈 *価格税別

Int'lecowk

Vol.77-10 No.1124
October, 2022

International Economy and Work Monthly

Perspectives on Upper House General Election in 2022

T. Shinkawa, T. Shinoda, K. Inamasu, K. Yamamoto

年間購読料 15,000円(送料込)
定 価 1,500円(送料別)